



愛媛県報

令和8年1月16日金曜日 第677号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 救急病院の協力申出 (医療対策課) 17
- 指定自立支援医療機関の指定(4件) (健康増進課、障がい福祉課) 17
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧 (農地整備課) 18
- 道路の区域変更(県道坊屋敷小田線) (南予地方局大洲土木事務所) 18
- 道路の供用開始() () 18

告 示

○愛媛県告示第34号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者名	認定の有効期限
放射線第一病院	今治市北日吉町一丁目10番50号	医療法人順天会	令和11年1月5日まで

○愛媛県告示第35号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひなた薬局	新居浜市若水町一丁目3番3号	株式会社F E S R E C	松山市姫原三丁目7番46号 ライオンズガーデン姫原1009号	代表取締役 三谷洋右	精神通院医療(薬局)	令和8年1月5日
かいてき調剤薬局新玉店	松山市千舟町八丁目66番地5	有限会社アメニティ・ライフ・エイド	松山市枝松一丁目9番45号	代表取締役 菊地貴之	精神通院医療(薬局)	令和7年12月1日

○愛媛県告示第36号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地		
株式会社T & A	新居浜市清水町15番42号	代表取締役 近藤綾郁	訪問看護ステーションこあ	新居浜市港町16番35号	精神通院医療	令和7年12月1日

○愛媛県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ひなた薬局	新居浜市若水町一丁目3番3号	株式会社F E S R E C	松山市姫原3-7-46 ライオンズガーデン姫原1009	代表取締役 三谷洋右	薬局(育成医療・更生医療)	令和8年1月5日

○愛媛県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする 医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社T & A	新居浜市清水町15番42号	代表取締役 近藤綾郁	訪問看護ステーションこ あ	新居浜市港町16番35号		訪問看護ステーション（育成医療・ 更生医療）	令和8年 1月1日

○愛媛県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、宇和島市吉田町白浦、法花津地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・高の平地区）
変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年1月19日から2月16日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所吉田支所及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海乙94番6から 同町只海乙98番6まで	旧	メートル 4.56~18.64	キロメートル 0.037	
			新	4.56~21.99	0.037	

○愛媛県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年1月16日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海乙94番6から 同町只海乙98番6まで	令和8年1月16日